

議 案 第 73 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る申請手数料を定めるほか、所要の整備をするため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4第9項の表備考第2号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」に改める。

別表第4第11項を次のように改める。

1 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定

事務の種類	区分			金額		
	建物の用途	評価方法	床面積の合計			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分という。以下この項の表において同じ。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項の表において「省令」という。）第1条第1項第1号イによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 526,700円		
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 648,800円		
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 766,800円		
			25,000㎡以上のもの	1件につき 874,900円		
		省令第1条第1項第1号ロによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 236,900円		
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 309,300円		
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 371,700円		
			25,000㎡以上のもの	1件につき 436,200円		
			工場、倉庫等	省令第1条第1項第1号イによるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 80,500円
					5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 145,000円

			のもの	
			5,000㎡以上 10,000㎡未 満のもの	1件につき 127,500円
			10,000㎡以 上 25,000㎡ 未満のもの	1件につき 161,000円
			25,000㎡以 上のもの	1件につき 201,300円
		省令第1条第1項第 1号口によるもの	2,000㎡以上 5,000㎡未満 のもの	1件につき 80,500円
			5,000㎡以上 10,000㎡未 満のもの	1件につき 127,500円
			10,000㎡以 上 25,000㎡ 未満のもの	1件につき 161,000円
			25,000㎡以 上のもの	1件につき 201,300円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額			

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	住戸数又は床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の	非住宅部分	省令第10条第1号イ	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 230,300円

向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1)及びロ(1)によるもの	300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 372,500円		
		2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円		
		5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円		
		10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円		
		25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円		
		省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円	
			300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円	
			5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円	
			10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円	
	25,000㎡以上のもの		1件につき 203,100円	1件につき 440,200円		
	住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の住宅部分をいう。以下この項の表において同じ。)	一戸建ての住宅	省令第10条第2号イ及びロによるもの	200㎡未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 34,700円
			200㎡以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 38,700円	
		共同住宅等の住戸	省令第10条第2号イ及びロによるもの	4戸以下のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
				5戸以上15戸以下のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円
				16戸以上45戸以下のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円
				46戸以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円
共同住宅等の共用部	省令第10条第2号イ及びロによるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円		
		300㎡以上のもの	1件につき	1件につき		

		分	るもの	2,000 m ² 未満のもの	20,400円	116,600円
				2,000 m ² 以上5,000 m ² 未満のもの	1件につき45,400円	1件につき198,500円
				5,000 m ² 以上のもの	1件につき81,300円	1件につき284,500円
	複合建築物		非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項に掲げる区分に応じ、それぞれ同項金額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額					
備考						
<p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項後段（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により同法第29条第1項の規定による認定の申請に併せて、確認の申請書が提出された場合の手数料は、この表を適用して得られた手数料の額に別表第4第1項の表を適用して得られた手数料の額を加算した額とする。</p> <p>(2) 「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。</p> <p>ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面</p> <p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し</p>						

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定

事務の種類	区分			金額	
	建物の用途	評価方法	床面積の合計	ア 適合証等を添付して申請した場合	イ ア以外の場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による	非住宅部分	省令第1条第1項第1号イによるもの	300 m ² 未満のもの	1件につき9,500円	1件につき230,300円
			300 m ² 以上2,000 m ² 未満のもの	1件につき27,100円	1件につき372,500円

建築物エネルギー消費性能の認定の申請に対する審査			2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 531,600円			
			5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 654,800円			
			10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 774,000円			
			25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 882,900円			
			省令第1条第1項第1号口によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 88,100円		
				300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 27,100円	1件につき 147,700円		
				2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 81,300円	1件につき 239,100円		
				5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	1件につき 128,700円	1件につき 312,300円		
				10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	1件につき 162,500円	1件につき 375,200円		
				25,000㎡以上のもの	1件につき 203,100円	1件につき 440,200円		
				住宅部分	一戸建ての住宅	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	200㎡未満のもの	1件につき 4,800円
			200㎡以上のもの				1件につき 4,800円	1件につき 38,700円
			省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの			200㎡未満のもの	1件につき 4,800円	1件につき 17,700円
						200㎡以上のもの	1件につき 4,800円	1件につき 19,100円
			共同住宅等		省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 69,900円
300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 116,600円						
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 198,500円						
5,000㎡以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 284,500円						

		省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	300㎡未満のもの	1件につき 9,500円	1件につき 33,300円
			300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 20,400円	1件につき 57,700円
			2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 45,400円	1件につき 104,400円
			5,000㎡以上のもの	1件につき 81,300円	1件につき 157,900円
	複合建築物	非住宅部分認定相当額に住宅部分認定相当額を加算した額			

備考

「適合証等」とは、次に掲げる書面をいう。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の基準に適合すると評価（登録住宅性能評価機関にあつては、住宅のみの用途に供する建築物又は複合建築物における住戸が認定対象の場合に限る。）して、認定の申請の前に申請者に交付した書面
- (2) 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第6項に規定する適合性判定通知書の写し及び法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（次号及び第4号において「検査済証」という。）の写し
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に係る法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し
- (5) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存する建築物の住宅部分にあつては、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（平成28年消費者庁・国土交通省告示第1号）による改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4又は等級5）に適合している場合に限る。）の写し

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。